

一 団体交渉権の問題ニ関しては其ノ交渉の各範圍及労働組合組織ノ方法等ニ関して尙一會同慎重ナル調査研究ヲ要スルモノト認レルヲ以テ以後通過ナル方法ヲ以テ後業員側ノ意思志ヲモテ參照シテ且最モ公平且ノ情狀ヲ考慮スル方法ヲ採出セムトス

二 諸員制度改善ノ件ハ調査考究ノ上可成速ニ実行ス

三 工場内衛生設備ノ改善ノ件ハ序々遂テ充實ス

四 無届欠勤解雇猶縁日数ノ件ハ五日間トス

五 工場ノ都合上解雇スル場合ニ於ケル午當ハ左ノ通り定ム

一ヶ年未満 日給三十日間

一ヶ年以上ノモノハ一ヶ月ヲ増ス毎一ヶ月ヲ加算シ三百日

ノカヲ限度トス

臨時職工ニ此ノ限リニアラス

但し尙フハ六ヶ月間ハ現在職工ヲ減員スルニ意思有ナキ事ヲ以テ除外ス

六 日給二円以下ノ職工ニ対スル増給ノ件ハ妻子其他扶養ノ義務ヲ負フ者ノ生計困難ト認めル者ニ限リ二割以テ

ノ範圍ニ於テ二円ヲ限度トシ相寄補給ノ方法ヲ數ハシ

七 定期昇給ノ件ハ毎年一回九月ニ於テ詮衡ノ上昇給セシム

但し特別ノモノハ臨時選拔昇給ヲ行フコトアルニ

八 残業歩増ノ件ハ由々復ス

九 職工往復配船ノ件ハ出来得ル限リ改善ノ方法ヲ執ルコト

トス

十 今團ノ件ニ付キ犧牲者ヲ有サレバコトヲ承認ス

但し其ノ行動者軌ヲ逸スル者ハ出限リニカラス

右大正十一年六月二日附申出相成八件ニ関シ回答スル也